

2011年5月18日

No.126

# 又市征治 国政だより

又市征治事務所

発行責任者 東 篤

富山市下新町 8-16

TEL 076-441-0800

HP: [www.s-mataichi.com](http://www.s-mataichi.com)

決算委員会は16日から、6回にわたる09年度決算の省庁別審査に入りました。第1回目は法務省、警察庁、裁判所等で、**又市副党首**が質疑を行いました。

## 裁判員制度の施行状況について

**又市副党首**は、裁判員制度は導入以来二年を経過するが、基本的には裁判員を辞退できないにもかかわらず、候補者に選任された人の53.4%が辞退していることをどのように受け止めているか質しました。江田法務大臣は、かなり広い範囲で裁判員候補者を選任している、また辞退に対して柔軟に対応しているので健全な数字であると答弁しました。これに対し**又市副党首**は、半数の人が辞退している現状では、裁判員制度が定着しているとはとても言えないと主張しました。また**又市副党首**は裁判員制度の導入により公判前整理手続きが長引いており、裁判の迅速化に反することになっていると指摘しました。法務大臣は、裁判員制度の導入により慎重になったが、検察は、証明予定事実記載書面の早期の提出、検察官請求証拠の早期開示、弁護人の証拠開示請求に対する迅速な対応等に努力していると弁明しました。



## 司法修習生への給付制度について

**又市副党首**は、議員立法で司法修習生に対する修習資金の国による貸与制度が今年10月31日まで暫定的に停止されていることを受け、なぜ給付制度を貸与制度に移行したのか、貸与制度は弁護士等が最初から借金を背負ったスタートとなり、市民の目線に立った法曹が生まれるか疑問を呈しました。また今後の司法修習生の育成に関する検討状況を質しました。これに対し法務大臣は、財政的理由で貸与制度に移行したこと、さらに法曹養成のためにフォーラムを立ち上げたことを明らかにしました。**又市副党首**は、法科大学院への志願者数が減少しているなか、貸与制度の維持は司法界で働く意欲ある人をさらに減少させると警告し、見直すように求めました。

## 東日本大震災被災県での警察活動について

**又市副党首**は、被災3県に対する警察庁の支援体制、過酷な任務に対する心身のフォロー体制、また関東地方での「計画停電」時の警察活動について質しました。中野国家公安委員長は、現在の時点で4400名の警察官を三県に投入し、地元警察は通常業務に従事し、応援部隊は災害関係の業務に従事していると報告しました。過酷業務に対する大きな問題は生じていないが、医師、保健師、臨床心理士等による健康管理チームを被災県に派遣しているとのこと。「計画停電」に関しては、10日間で延べ3万2千人の警察官を動員し、手信号による交通整理を行ないましたが、信号機のない交差点で死亡事故2件、重傷事故5件が発生したとのこと。